

# 令和 7 年 10 月 定例総会

令和 7 年 10 月 10 日 開催

## 議 事 錄

土佐清水市 農業委員会

## 令和 7 年度第 7 回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 10 月 10 日 (金) 午後 3 時 00 分～午後 4 時 00 分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一會議室
3. 出席委員 (12 人)

農業委員	1 番 上野 貴生
	2 番 野老山 卓男
	4 番 池田 克彦
	5 番 岡崎 直正

推進委員	1 番 安田 泰平
	2 番 弘田 好希
	3 番 田邊 昌一
	4 番 岡田 哲治
	5 番 上野 清吉
	6 番 坂本 直幸
	7 番 金谷 里美
	8 番 今吉 次雄

欠席委員 (1 人) 3 番 酒井 りつ子

- ① 議案第 1 号 非農地証明の審議について
- ② 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の審議について
- ③ 議案第 3 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

事務局長兼農林水産課長  
農林水産課長補佐  
事務局員

中尾 吉宏  
吉本 卓  
田邊 元寛

議長

(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、10月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告致します。

本日は酒井委員から欠席の連絡を受けております。

議長

(上野会長)

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案第3号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

2番 野老山 委員

5番 岡崎 委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

議長

(上野会長)

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議について

をおこないますが、本日は1件の審議となっています。

それでは、

議案第 1 号 非農地証明の審議①について

担当者より説明を求めます。

事務局

吉本補佐

議案第 1 号 非農地証明の審議について、説明いたします。

議案書の 1 ページから説明します。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は

浦尻字二ツ谷山 418 番 20 地目 畑 228 m<sup>2</sup>

場所については、2 ページから 3 ページになります。

申請理由につきましては 1 ページにあるとおり

申請地は、平成 4 年に亡母の川畠節子が知人から頼まれて付近の山林

とともに売買により取得しましたが、一度も耕作せずに放置したため

竹や雑木が繁り山林化したことです。

4 ページ目の現況写真を確認してもわかるとおり、

ほぼ山林化しています。

非農地証明の許可基準で説明しますと今回のケースは

耕作不適当など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄され

たため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地に該当します。

以上の申請を9月5日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記謄本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課（記入】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
●	その他必要な書類（委任状）
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

現地確認は池田委員にお願いしました。審議のほど、よろしくお願ひいたします

議長  
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い

池田委員

先月事務局と現場確認に行ってきました。現場は、浦尻峠から窪津方面に100m位行った所のはやぶさ塗装の東側になります。写真でも見ていただいたらわかるように山林化しています。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長  
上野会長

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

議長  
(上野会長)

何かございませんか？

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長  
(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

をおこないますが、本日は2件の審議となっていますので、1件ごとに採決を求めることがいたします。それでは、

議案第2号① 農地法第3条の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局  
吉本補佐

議案第 2 号① 農地法第 3 条の規定による許可の審議について、  
説明します。

議案書の 5 ページから説明します。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

内容は、贈与による所有権移転の許可を求めるものです。

許可を受けたい農地の詳細は記載のとおり 2 筆で、

浦尻 178 番 1、179 番 1 地目は 2 筆とも畑となります。

面積の合計は 1, 198 m<sup>2</sup> となります。

申請地は、浦尻のヤマト運輸手前を 2 級河川浦尻川沿いに上流に入っ  
ていった農地になります。

位置図は 6 ページから 7 ページになります。

農地の現況写真については、8 ページをご覧ください。

農地法第 3 条第 2 項にある各号の条件について、

農地法第 3 条調書をもとに説明いたします。

9 ページを確認お願いします。

第 1 号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

譲受人は現在果樹を自作されていて、

今回は農地と農機具を土地所有者から譲ってもらい

野菜を栽培するとのことですので、該当しないと思われます。

第2号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。

譲受人は、個人であり該当しません。

第3号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、

信託の引受にあたりませんので該当しません。

第4号の「農作業常時従事」の確認です。

譲受人は、1月から12月の間に275日の農作業を

計画されております。

現在も果樹を作られていることから、計画どおり農作業に

従事されると考えられるため該当しないと考えられます。

第5号の「転貸禁止」の確認です。

農地は譲受人自らが耕作するとのことですので該当しません。

第6号の「地域との調和」の確認です。

申請地は谷合にあり、周辺の農地の集団化、農作業の効率化

及び効率的かつ総合的利用の確保についても支障はありません。

そういったことから、農地法第3条第2項の各号には該当しない

と思われます。

以上の申請を9月18日に受付を行い、関係書類を確認しております

す。

現地確認は池田委員にお願いしました。ご審議のほど、よろしくお願  
いいたします。

議長  
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願  
いします。

池田委員

こちらの方も先月事務局と現場確認に行ってきました。  
今、事務局が説明して頂いたとおりです。  
ご審議のほどよろしくお願いします。

議長  
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。  
本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

安田委員

8 ページの所の写真ですけど、野菜を沢山作っているようですが、  
これは譲受人の方が作っておられるのですか？

事務局  
田邊

今、譲受人の方が栽培されていて、全て引き受けると言うことです。

安田委員

わかりました。

議長  
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号① 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長  
(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第2号② 農地法第3条の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局  
吉本補佐

議案の説明の前に

本来、農地法第3条の申請は、土地の利用権設定を解除したうえで

提出してもらうことが前提になります。

それは3条の申請が、土地を譲り受けた者が耕作することが前提とな  
っているからです。

そのため、このケースは本来であるならば、申請の要件を満たしてい  
ませんが申請書が提出された以上、農業委員会で諮る必要があります

し、許可基準につきましても、条件を満たしていないことを事前に報告させていただきます。

それでは、議案第2号② 農地法第3条の規定による許可の審議について、説明します。

議案書の10ページから説明します。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

内容は、贈与による所有権移転の許可を求めるものです。

許可を受けたい農地の詳細は記載のとおり1筆で、

下益野イサイ沖489番1地目は田となります。

面積の合計は3, 178m<sup>2</sup>となります。

申請地は、下益野の信号がある交差点の北側になります。

位置図は11ページになります。

農地の現況写真については、12ページをご覧ください。

農地法第3条第2項にある各号の条件について、

調書をもとに説明いたします。

13ページを確認お願いします。

第1号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

申請の委任を受けた行政書士によりますと、譲受人は高齢のため、耕

作できないとのことでしたので、「農作業を行うと認められない」に該当します。

第2号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。

譲受人は、個人であり該当しません。

第3号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、信託の引受にあたりませんので該当しません。

第4号の「農作業常時従事」の確認です。

申請の委任を受けた行政書士によりますと、譲受人は高齢のため、耕作できないとのことでしたので、農作業に従事すると認められないに該当します。

第5号の「転貸禁止」の確認です。

農地法第3条の申請を提出する際、利用設定を解除する必要がありましたが、今回のケースはそれができていないため該当します。

第6号の「地域との調和」の確認です。

該当しません。

以上の申請を9月19日に受付を行い、

このケースは申請の却下または不許可に該当すると考えられます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長  
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

贈与ではなく、3条の売買ですか？

事務局  
吉本補佐

3条による贈与です。

野老山委員

わかりました。

安田委員

贈与と聞いたのですが、年齢見るとこれ贈与ですか？

事務局  
吉本補佐

なかなか難しいケースでして、この土地の元所有者が贈与を受ける方の娘さんでして、その娘さんが亡くなられて、娘さんの旦那さんが相続を受けたのですが、その後土地を返してもらえないかと言う内容です。

耕作出来る年齢でもありませんし、許可できるケースではないのです。

金谷委員

これは、内々のケースですよね。

野老山委員

3条になるので、農業委員会にかけないといけないです。

事務局

吉本補佐

例えば、極端な話しで今の所有者がなくなった場合であれば、相続で出来て農業委員会にかける必要がないのですが、生前贈与で農地を受け取る場合は、受け取った側が農地を耕作することが前提となっておりますので、色々と県や農業会議に聞いてもこのケースは許可対象にはならないということです。

議長

(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案について賛否の決裁を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長

(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第3号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

を行いますが、本日は加久見地区28件の審議となっていますので、一括で採決を求ることといたします。

まず、利害関係者となるため池田委員の退席をお願いします。

それでは、担当者より説明を求めます。

事務局

吉本補佐

議案第3号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について説明します。

議案書14ページから126ページまでになります。

位置図、現地写真につきましては、各集積計画書に添付しております。

今回の内容としましては、加久見地区の農地の所有者と農事組合法人加久見が農地中間管理権をとおして土地の貸借を行うために、必要な利用権の設定を行うものです。

土地は合計で53筆77, 763m<sup>2</sup>となります。

最終的に令和8年度末で11.4haの農地の集積を目的としております。

また利用権の設定は10年間を予定しております。

以上ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長  
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願ひします。

今吉委員

先月事務局と現場確認に行ってきました。

田んぼは、稲刈りが終わった状態でした。きちんと管理、耕作されていますので、問題ないと思います。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長  
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

特になし

議長  
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

本日の議案は以上となります。

次回の定例総会は、令和7年11月10日（月）午後3時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

議長

（上野会長）

他に何かございませんか

ないようでしたら、これで閉会します。

